

新型コロナウイルス関連情報

(ドイツによる水際措置及びオランダにおける集中治療室(ICU)病床数)

1 ドイツによる水際措置

4月6日(月)、ドイツ連邦政府は、現在、イタリア、スペイン、オーストリア、フランス、ルクセンブルク、デンマーク、スイスからの航空機、船舶、陸路によるドイツへの入国規制(緊急渡航する理由のある渡航者と通勤者以外については、国境通過の必要性についての証拠提示が求められます。)の対象をオランダとベルギーにまで拡大するかという点については、適用しない、と決定しました。一方で、報道によれば、オランダを含め、リスク地域からの入国者には、14日間の隔離等の検疫強化が行われる由です。実施は、各州が具体化していく由ですので、ドイツへの渡航あるいはドイツ経由の帰国をご検討の方は、在ドイツ日本国大使館のホームページを通じて最新情報をご確認されることをおすすめいたします。

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD

2 オランダにおける集中治療室(ICU)病床数

オランダ政府は、4月5日(日)までに、集中治療室における病床数を2,400床(※新型コロナウイルス感染患者用:1,900床、それ以外の患者用:500床)まで増床する予定としておりました。本日6日(月)のオランダ放送協会の報道(電子版)によれば、4月6日(月)現在、集中治療室で治療を受ける新型コロナウイルス感染患者数は、1,409名とされています。さらに、オランダ政府は、人工呼吸器等装置の調達努力等を通じ、集中治療室における更なる病床数拡大の可能性を模索しているとしています。